

あなたのそばで**安心**をお届けします

総合火災共済 普通火災共済



補償特約の仲間が増えました

地震危険補償特約

主契約に付帯した場合のみ対象となり、共済期間は最長5年です。

地震・噴火またはこれらにより発生した津波を原因とする火災(延焼・拡大を含みます)・損壊・埋没・流失によって損害を受けた場合に地震共済金をお支払います。

- 住宅に限らず、店舗・事務所・工場などの昭和56年6月以降に新築された「建物」が対象です。
※昭和56年5月以前に建築された建物であっても、新耐震基準と同等の耐震性能があると確認できる場合はお引き受けすることができます。
- 動産(家財、営業用什器・備品、商品、機械設備等)は対象になりません。
- 共済の対象である建物が全壊の場合、共済金額を限度に地震共済金をお支払いいたします。

地震共済金額1,000万円あたりの
共済期間1年の掛金

	住家物件 建物内には宅部分 がある物件	非住家物件 建物内に住宅部分 がない物件
イ構造(注1)	8,400円	12,200円
ロ構造(注2)	14,000円	20,500円

(注1)イ構造 耐火建築物、準耐火建築物
(注2)ロ構造 イ構造以外の建物

借家人賠償責任補償特約

主契約に付帯した場合のみ対象となり、共済期間は主契約と同一です。

建物を借用している方が、火災や破裂・爆発の事故により借戸室に損害を与えた結果、貸主に対して法律上の損害賠償責任を補償する特約です。

価額協定共済特約

主契約に付帯した場合のみ対象となり、共済期間は最長5年です。

※工場物件には付帯できません。

損害の額を再調達価額基準で補償します。(減価割合が50%以下である建物およびこれに収容される家財が対象です。)共済の対象が全損になった場合には損害共済金の10%に相当する額を特別費用共済金としてお支払いいたします。(ただし1事故につき1敷地内200万円が限度)

新価共済特約










主契約に付帯した場合のみ対象となり、共済期間は最長5年です。

罹災後、再調達価額(新価額)を基準に共済金をお支払いします。(減価割合が50%以下である建物およびこれに収容される什器・備品等が対象です。)

大阪府火災共済協同組合

リスクを理解して最適な契約タイプを選びましょう

○…補償されます ×…補償されません △…特約の付帯により補償されます。

補償内容	共済の種類(プラン)による支払いする損害共済金			自動セットされる費用共済金				
	住宅 ^{注1} ・普通物件 ^{注2}		工場物件 ^{注3}	A:臨時費用	B:残存物取片づけ費用	C:失火見舞費用	D:修理付帯費用	E:損害防止費用
	総合火災共済	普通火災共済	普通火災共済					
1 火災 	○	○	○	○	○	○	○ ^{注4}	○
2 落雷 	○	○	○	○	○	×	○ ^{注4}	○
3 破裂・爆発 	○	○	○	○	○	○	○ ^{注4}	○
4 物体の落下・飛来・衝突 	○	×	○	○	○	×	×	×
5 水濡れ 	○	×	○	○	○	×	×	×
6 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為、労働争議 	○	×	○	○	○	×	×	×
7 盗難 	○	×	×	×	×	×	×	×
8 風災・雹災・雪災 ^{ひょう} ※ 	○	○	○	○	○	×	×	×
9 水災 	○	×	△	×	×	×	×	×

※ 共済対象の損害の額が20万円以上になった場合に補償されます。

注1 住宅物件…単に住居のみに使用される建物、屋外設備、装置及びこれらの収容家財をいいます。 注2 普通物件…普通火災共済で、住宅物件および工場物件に該当しないものをいい、総合火災共済という非住宅物件も同様です。 注3 工場物件…作業人員常時50人以上、動力50kW以上、電力100kW以上使用のいずれかに該当する場合を工場物件とします。 注4 住宅物件および普通物件・工場物件で居住部分にかかわる費用はお支払いできません。

特約の付帯により補償の幅を広げましょう

普 通 工 場	新価共済特約	時価でのお支払いを新価でのお支払いに変更する特約
	価額協定共済特約	
	風災等支払方法拡充特約	
工 場	水害共済金補償特約	工場物件の水災について補償する特約
共 通	地震危険補償特約	地震等による倒壊・火災・埋没・流出等に備える特約
	類焼見舞金補償特約	近隣建物へ類焼した場合のお見舞金を補償
	借家人賠償責任補償特約	賃貸物件の入居者が貸主への損害賠償に備える補償

▶ 割引について

- 建物を共済の対象とする契約で、共済始期日現在において建築年数が20年未満である場合、共済掛金の割引があります。
- 長期一括払契約の場合、1年契約を毎年継続されるよりも共済掛金が割安になります。
- 長期年払を選択し、共済期間の初日までに指定口座を提携金融機関に設定していただいた場合、契約年数に応じて割引が適用されます。
- 共済金額が1億円以上で「事業継続力強化計画認定」または「BCP優良認定・認証」を受けている場合、事業継続力強化割引が適用されます。

資料請求・お問い合わせは

取扱代理所

大阪府火災共済協同組合

〒542-0081 大阪市中央区南船場1-18-17 商工中金船場ビル6階

TEL.06(4708)8720 FAX.06(6267)7222

共同元受先  全日本火災共済協同組合連合会

承認番号 K-27-20240821